長期大規模工事等に関する消費税の取扱いについて

１　趣旨

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。以下「消費税法改正法」という。）附則第16条第１項において準用する第７条第１項の規定に基づき、指定日（平成31年４月１日）から施行日（令和元年10月１日）の前日までの間に締結した消費税法（昭和63年法律第108号）第17条第１項に規定する長期大規模工事又は同条第２項に規定する工事（以下「長期大規模工事等」という。）の請負に係る契約に基づき、施行日以後に当該契約に係る目的物の引き渡しを行う場合において、当該長期大規模工事等に係る対価の額につき、施行日の属する年、事業年度以前の年又は事業年度においてこれらの規定の適用を受けるときは、当該長期大規模工事等の目的物のうち、当該長期大規模工事等の着手の日から施行日の前日までの期間に対応する部分の対価の額として政令で定めるところにより計算した金額に係る部分の課税資産の譲渡等に係る部分については、旧税率（消費税と地方消費税を合わせた税率は８％）とされている。

　　このため、長期大規模工事等の契約に係る消費税及び地方消費税の取扱いについて定めるもの。

２　対象工事

(1)　消費税法第17条第１項に規定する長期大規模工事

引渡しの期日までの期間が１年以上で請負額が10億円以上の工事（消費税法第17条第１項が引用する所得税法第66条第１項及び法人税法第64条第１項）

(2)　消費税法第17条第２項に規定する工事

所得税法第66条第２項又は法人税法第64条第２項の規定により工事進行基準の方法により経理することとしている工事

３　取扱いについて

(1)　契約書について

①　消費税法第17条第１項に規定する長期大規模工事

別添「附則」を添付し、契約又は変更契約するもの。

②　消費税法第17条第２項に規定する工事

受注者は、工事進行基準の方法により経理する工事について、その旨を申出(任意様式)するもの。発注者はこの申出を受けた時、別添「附則」を添付し変更契約するもの。

(2)　適用を受けた対価の額の通知について

受注者は対象工事に該当する場合は、完成前又は各年度出来高検査請求前に旧税率の適用を受けた対価の額を確定し、発注者に別紙「長期大規模工事等の消費税に関する通知書」を提出するもの。

(3)　金額の変更について

発注者は(2)の通知書の提出を受けた時、記載の「減額すべき消費税及び地方消費税の額」に基づき変更契約するもの。